**日本看護福祉学会　研究助成要項**

【目的】  
日本看護福祉学会（以下「本学会」とする）規約第4条の5「その他本学会の目的を達

成するために必要な事業」の一環として、看護福祉サービスの仕組みを社会的諸要因と

の関係において学術的に追求し、看護福祉実践の場における看護福祉サービスの発展に

寄与する研究活動を支援することを目的とする。

【研究助成の対象】  
１．申請者（研究代表者）は本会会員であり、会員歴3年以上を有すること。  
２．共同研究者も全員会員であること。

【研究課題】  
次のいずれかを満たすものとする。  
１．研究内容は、看護福祉サービスに関する課題に沿ったものであること。  
２．本学会の各会委員会の実施する調査・研究であること。

【研究期間】  
　研究期間は、毎年4月から翌々年3月末までの24ヶ月間とする。   
　(ただし、初回は平成25年10月～平成27年3月までの18ヶ月間とする。)

【研究助成額】  
　１．研究1題について、2年間で40万円を限度とし支給する．   
　２．当該年度における全件の助成限度額を120万円とする．   
  
【応募方法】  
　１．所定の申請書に必要事項を記載し、本学会研究委員長宛に郵送とメールにて提出す

る。なお、申請書は本学会ホームページからダウンロードすること。  
２．応募期間：毎年度　2月１日　～　2月末日　　　（消印有効）

【選考及び助成の決定】  
１．選考は、本学会研究委員会のもとに研究助成選考審査委員会を設けて実施する。審査

結果は、本学会研究委員会において承認の後、役員会に報告する。   
２．採択の可否を当該年度4月末までに、申請者に通知する。

【研究助成金の執行】  
１．研究助成金の使途は、研究活動に必要な旅費交通費、人件費、謝金、消耗品費、通信

運搬費、印刷製本費、図書費などとし、すべて領収書を必要とする。

２．研究助成金の執行は研究期間内とし、所定の期日までに終了して会計報告書(1年目は様式3、2年目は様式4)を作成すること。会計報告書は、単年度毎に行い領収証等を添付し、2月末日までに日本看護福祉学会研究委員長宛に提出すること。

３．学会を退会した場合、及び研究成果報告がない場合はただちに全額返金すること。

４. 研究助成金は計画的に全額執行すること。

【研究成果の報告】  
１．研究結果報告は、単年度毎に2月末までに概要報告書(1年目は様式1、2年目は様式

2)を作成し、日本看護福祉学会研究委員長宛に提出しなければならない。報告書は、A4サイズの用紙2枚以上とする。

２．研究成果は、助成期間終了後、2年以内に本学会学術集会において発表した後、「日本

看護福祉学会誌」に投稿しなければならない。なお、発表に際しては、本事業による

研究助成である旨を明記することとする。

３．本学会学術集会における発表および日本看護福祉学会誌における論文公表後は学術集

　　会の抄録（写し）、学会誌への掲載論文（写し）各1部を日本看護福祉学会研究委

員長宛に提出する。

日本看護福祉学会研究委員会

【問い合わせ先】  
日本看護福祉学会　研究委員会　委員長　正野逸子

西九州大学　 (〒845-0001　佐賀県小城市小城町176-27 看護学部看護学科）

TEL：0952－37－0246（直）

FAX：0952－37－0246

Eメール送信 (メールのタイトルは日本看護福祉学会研究助成としてください)

アドレス　shounoi@nisikyu-u.ac.jp